

# 外出自粛要請について

<緊急事態宣言下>

<解除後>

徹底的な外出自粛要請 から 「新しい生活様式」等の周知徹底 へ

## 現状

【目標】  
人との接触 8 割減

【手段】  
徹底した  
外出自粛要請

特措法第45条第1項

宣言解除

## 「新しい生活様式」の定着



神奈川  
警戒  
アラート

## 県民への 外出自粛要請

ガイドラインに沿った  
感染防止対策を行って  
いない場所への外出を  
控える

特措法第24条第9項

感染防止対策がされていない  
場所へ行くことを控える

当面の間、次の行動を控える

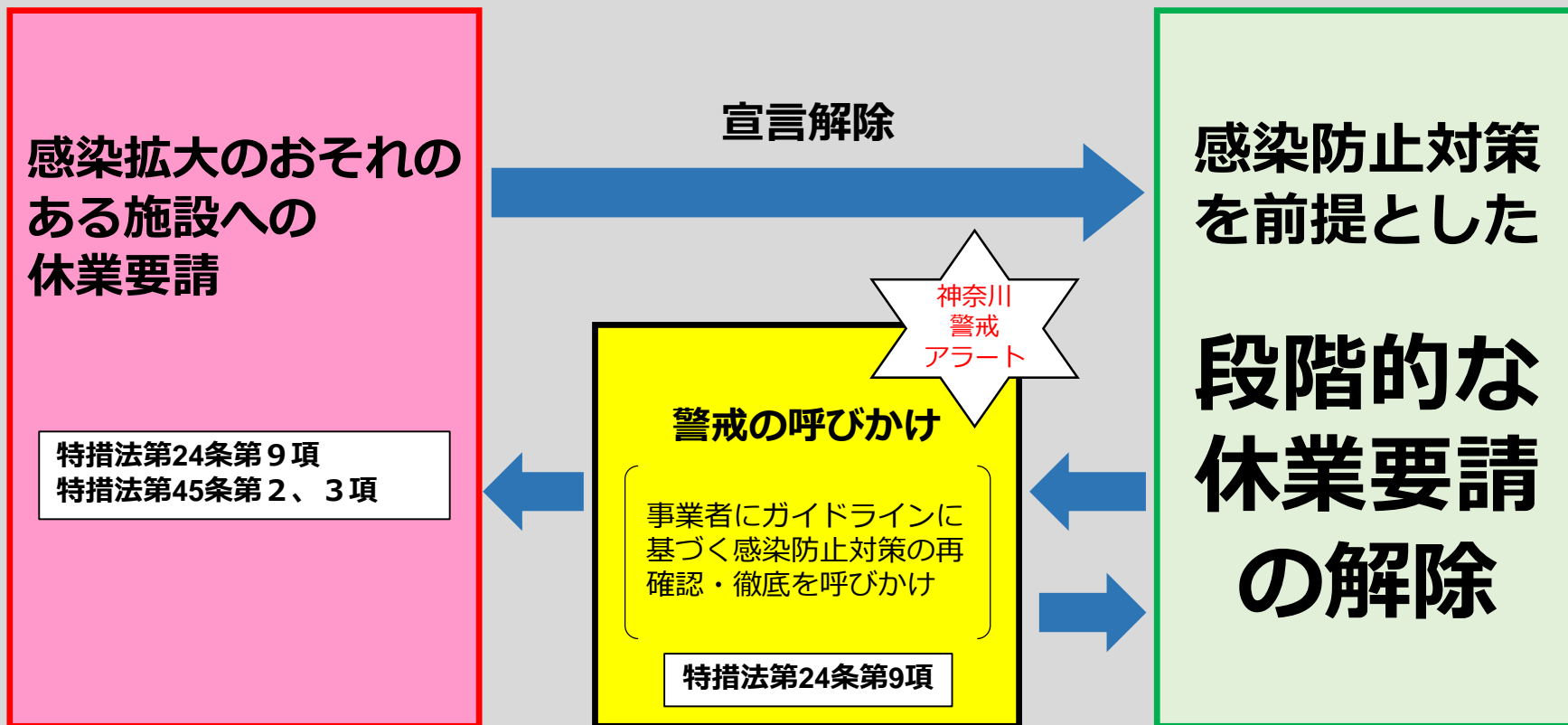
- ・ クラスター歴があるような場所へ行く  
(繁華街の接待を伴う飲食店等)
- ・ 帰省や旅行など、都道府県域を  
越えた移動

# 事業者への休業要請について

<緊急事態宣言下>

<解除後>

**休業の要請** から **感染防止対策を前提とした段階的な解除**へ



# 段階的な解除のステップ

## 国の 基本的対処方針

- ・ 緊急事態宣言が解除された時、施設の使用制限等（休業要請など）は基本的に解除
- ・ ただし、新しい生活様式が社会経済全体で安定的に定着するまで、一定の移行期間を設け、感染拡大のリスクに応じて段階的に移行

### 【ステップ1】

- ◆ 県は、事業者がガイドラインに基づく適切な感染防止対策を講じることを前提に、休業要請を解除
- ◆ 事業者は、自ら感染防止対策の創意工夫を図り、段階的に営業を再開（原則、夜10時までの時短営業を要請）

- ・ 遊興施設
- ・ 大学、学習塾
- ・ 運動、遊戯施設
- ・ 劇場等
- ・ 集会・展示施設
- ・ 商業施設
- ・ 文教施設（施設の種別によって休業要請していた施設）

※ 飲食店は 時短営業を緩和 { 朝5時から夜8時まで 酒類提供は夜7時まで → 朝5時から夜10時まで }

- ◆ 小規模イベントの開催を可能とする

### 【ステップ2】

- ◆ 時短営業を解除

- ◆ 中規模イベントから順次開催を可能とする

- ・ 業種別ガイドライン及び 県作成のガイドラインに基づく感染防止対策
- ・ 感染防止に向けた創意工夫

補助金等による  
財政支援

- ・ 「感染防止対策取組書」による見える化

- ・ LINEコロナお知らせシステム